発達障がい

人二次障害の予防と介入のための/

好事例。以為



札幌市発達障害児者地域生活支援モデル事業企画・推進委員会 社会福祉法人はるにれの里

~好事例・ヒント集作成の背景~

発達障がい特性、特に自閉スペクトラム特性がある場合、本人が理解できる一貫したルールと本人の自主性を引き出す支援がとても重要です。そのためには関係機関の連携が不可欠です。

札幌市では平成17年度から札幌市発達障がい者支援体制整備事業を行いそうした街づくりを目指してきました。特に、平成25年度から同事業の一貫で行っている「発達障害児者支援開発事業」では、全国的にもまだ少ない「二次障害の予防や介入」に特化した事業を行ってきました。

このリーフレットでは、「二次障害の予防や介入」を切れ目なく行うための各分野のコツをご紹介します(実際の好事例を集め、集約したものです)。

誰のためのリーフレット???

企画・推進委員会メンバーをはじめ二次障害の 予防や介入にかかわる専門職の方向けです どうやってつかうリーフレット???

多業種が事例検討や研修をする際の参考にして いただけますと幸いです





支援者 発達障がい当事者 ケアベアさん ジミクロウさん

※法律の違いにより「障害」「障がい」と標記が異なる箇所があります。ご了承ください。

キーワード解説

「発達障害児者支援開発事業」

平成29年度より発達障害児者地域生活支援モデル事業として実施。発達障がい児者及び その家族が地域で安心して暮らしていけるよう、発達障がい児者の特性を踏まえた支援手 法を開発し、全国への普及につなげることを目的とするもの。

「企画・推進委員会」

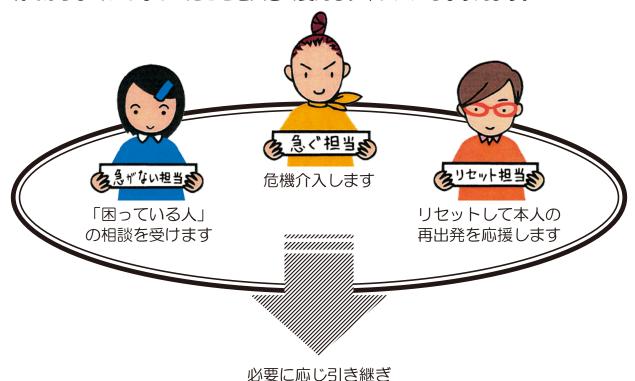
モデル事業の実施にあたっては、関係機関等による「企画・推進委員会」を設置し、発達 障がい者の実態について広く把握をした上で、事業を適正かつ円滑に実施できる実施者 を選定するとともに、事業の実施計画、評価、取りまとめを行うことになっています。

\sim 目 次 \sim

切れ目のない多業種連携のイメージ ~機関リスト~	1
急がない担当「困っている人の相談を受けます」	2
急ぐ担当、リセット担当 「危機介入」「リセットして本人の再出発の応援」をします	5
入口支援•出口支援?	
~この好事例・ヒント集での用語の使い方について~	10
児童相談所	13
札幌市子ども発達支援総合センター	15
札幌市教育委員会	17
札幌市若者支援総合センター	19
法務少年支援センター	21
さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール	
(札幌市基幹相談支援センター)	23
北海道警察本部少年課少年サポートセンター	25
弁 護 士 会	27
札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)	29
発達障がい者支援センター	31
札幌地方検察庁社会復帰支援担当	33
少 年 院	35
刑 務 所	37
保護観察所	39
地域生活定着支援札幌センター	41
医療機関の一例(大通公園メンタルクリニック)	43
付 録	45

切れ目のない多業種連携のイメージ ~機関リスト~

- ●「急がない担当」「急ぐ担当」「リセット担当」それぞれの役割を理解し連携することが大切です。
- ●この3者がスムーズに機能するためには、計画とそれに基づく3者の連携が必要不可欠です。本人の強みやニーズを活かす「本人中心支援計画」、危機介入をみこしておく「クライシスプラン」の二つが柱となる計画です。特に危機介入は、これまでの体制ではうまくいかなかったことを大きく変えるチャンスにもなりえます。



企画・推進委員会 で出ていた意見

「連携をとろうにも、領域が違うと専門用語がわからない」 「どこまでが相手機関の通常業務の範囲内か、 甘えてよいのかわからない」 「立場が違うと見えていること、大事にしていることが違う」 「機関によって、本人支援のための人員配置が全く違う」





そこで、 この冊子を作成するに至ったんだね!



「困っている人の相談を受けます」

機関によって専門性(つよみ)やできること・できないことが異なります。まずは支援者同士で連絡をとり、先に確認しておくとよいでしょう。

下記に企画・推進委員会の所属機関について記載していますが、他にも関係機関はたくさんあります。

企画・推進委員会の所属機関

名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌市児童相談所	札幌市中央区北7条 西26丁目	18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、相談援助活動を行っています。児童の生活歴や発達、性格、行動等について総合的に調査、診断、判定し、援助を行います。また、必要に応じて、児童福祉施設を利用する手続きを行います。
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-622-8630 FAX011-622-8701	一時保護所や児童福祉施設には、定員があります。そのため、受け入れに際し調整が必要な場合があります。さまざまな事情により家庭で生活することができないお子さんを、自分の家庭に迎え入れて養育する里親としての登録申請も受け付けています。
名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌市児童心理 治療センター	札幌市豊平区平岸4 条18丁目1-21	医療との連携により、より高度な心理支援が可 能です。
ここらぽ	連絡先	できること・できないこと
	電話011-821-0075	アセスメントや治療のノウハウはありますが、 地域からの相談を直接受ける窓口がまだ設置で きていません。
名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌市教育委員会	札幌市中央区北2条 西2丁目 STV北2条ビル	学校教育に関することです。
	連絡先	できること・できないこと
	児童生徒が在籍する学校を通じてご 相談ください	対象者は学齢期の児童生徒であり、成人は対象としていません。

名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌市若者支援 総合センター ほか 札幌市若者支援	札幌市中央区南1条 東2丁目6大通バスセンタービル2号館2階 ほか市内計5か所	学校とも連携しながら、不登校・ひきこもり等 (39歳まで)の本人および家族相談を行っているほか、子どもや若者なら誰でも自由に利用で きる居場所が特長です。
施設 (Youth I)	連絡先	できること・できないこと
(Youth+)	電話011-223-4421 email:sapporo- saposute@syaa.jp	サポステ(地域若者サポートステーション)を 併設しているので、就労までワンストップでサ ポートできます。障がいや触法行為への専門的 な介入・援助はできませんが、札幌市若者支援 総合センターは子ども・若者育成支援推進法に 則った総合相談窓口のため、専門機関とスムー ズに連携ができます。
名称	所在地	専門性(つよみ)
法務少年支援センターさっぽろ	札幌市東区東苗穂2 条1丁目1-25(札 幌少年鑑別所内)	非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、さまざまなご相談に応じています。なお、相談料は無料です。
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-787-0111	一般の方、関係機関の方、いずれのご相談もお受けしています。対象者の年齢制限はありません。 電話又は当センターでの面談により対応します。実施する時間や場所については、関係機関のご要望に応じますので、お問い合わせください。
名称	所在地	専門性(つよみ)
さっぽろ地域づ くりネットワー ク ワン・オー	札幌市中央区南8条 西2丁目 市民活動 プラザ星園302号	機関連携が広域です。
ル(札幌市基幹 相談支援セン	連絡先	できること・できないこと
ター)	電話011-213-0171	市外からの転入ケースの相談や関係機関が困っ ていることを一緒に考えます。
名称	所在地	専門性(つよみ)
北海道警察本部 少年課少年サポートセンター	札幌市中央区北1条 西7丁目ブレスト1・ 7ビル3階	問題行動(非行、家出、万引き、暴力等)に対 する指導及び家族支援や被害少年への支援で す。
	連絡先	できること・できないこと
	電話(代表) 011-251-0110、 電話(少年相談110番) 0120-677-110	警察の立場からの指導的な関わりができます。 事件と連動した被害少年支援ができます。成人 は対象となりません。

名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌弁護士会 高齢者・障害者 相談センター	札幌市中央区北1条 西10丁目 札幌弁 護士会館1階	障害者問題に精通した弁護士による法律相談を 実施して、事案に応じた法制度を選択し、問題 の解決を図ります。
「ホッと」 	連絡先	できること・できないこと
	電話011-242-4165	障害などで弁護士会館の相談窓口に来られない ときは、出張相談も可能です。ただし、特定の 弁護士を指名することはできません。
名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌こころのセンター(札幌市 精神保健福祉セ	札幌市中央区大通 西19丁目 WEST19 4階	専門的立場から技術援助を行います。
ンター)	連絡先	できること・できないこと
	電話(事務連絡) 011-622-5190 電話(相談用) 011-622-0556	必要に応じて関係諸機関の協力を求めます。
名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌市自閉症・ 発達障がい支援	札幌市東区東雁来 12条4丁目1-5	発達障がいの特性の視点から支援方法などを一 緒に考えることができます。
センターおがる 	連絡先	できること・できないこと
	電話(支援者専用) 080-3694-1950	支援会議への参加、事業所への機関支援ができます(お問い合わせ頂き日程調整が必要です)。 緊急的な対応は難しいです。直接支援(トレーニングやセラピーなど)は行っておりません
名称	所在地	専門性(つよみ)
医療法人社団 ほっとステーション大通公園 メンタルクリ ニック	札幌市中央区大通 西5丁目 昭和ビル2階	触法対象者の治療・支援の受け入れ、多職種で専門的な治療プログラムの提供、就労や地域生活支援の提供、24時間365日 緊急性のある場合の対応、地域関連機関とのケア会議の実施、地域で行うアウトリーチ支援、などです。
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-233-5255	入院設備がないため、入院が必要な方の受け入れが難しい場合があります。また、ご本人だけでなく、家族や関係者からの相談も受付しています。診断や心理検査等も可能です。



「危機介入」「リセットして本人の再出発の応援」を します

機関によって専門性(つよみ)できること・できないことが異なります。まずは支援者同士で連絡をとり、 先に確認しておくとよいでしょう。

下記に企画・推進委員会について記載していますが、他にも関係機関はたくさんあります。

企画・推進委員会の所属機関

名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌市児童相談所	札幌市中央区北7条 西26丁目	虐待が疑われる場合には、必要な調査を行い、 原則として48時間以内に児童の安全を確保しま す。緊急に子どもを養育できる人がいない場合、 虐待を受けており保護が必要な場合など、必要 に応じて児童の一時保護を行います。
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-622-8630 FAX011-622-8701	個人情報保護の観点から、虐待通告の後の調査 結果等をフィードバックできない場合があります。 医療的なケアが必要な場合や、重度の障がいが ある場合など、一時保護所ではなく、医療機関 や障害児施設などに委託して一時保護を行うこ とがあります。
名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌市児童心理 治療センター ここらぽ	札幌市豊平区平岸4 条18丁目1-21	児童相談所の措置により、入所しての集中的な 治療が可能です。通所指導もあります。
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-821-0075	定員に達しなくても入所できる児童数が限られてしまい、臨機応変な入所対応はむずかしいです。

名称	所在地	専門性(つよみ)
北海道警察本部少年課少年サポートセンター	札幌市中央区北1条 西7丁目ブレスト1・ 7ビル3階	警察署と連携した危機介入と、その後の支援です。
	連絡先	できること・できないこと
	電話(代表) 011-251-0110、 電話(少年相談110番) 0120-677-110	警察署では、事件を捜査したり、送致・通告することができます。少年サポートセンターでは、 事件対応はできません。
名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌地方検察庁	札幌市中央区大通 西12丁目札幌第3合 同庁舎	刑事司法手続に関すること、それに付随する各 種事務に関することです。
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-261-9294 (社会復帰支援担当)	刑事手続に関することや被害者支援等の各種制度に関することなど、公になっていることについて教示できます。ただし、捜査の密行の原則や個人情報の保護の観点から、捜査で得られた情報の照会には応じられません。
名称	所在地	専門性(つよみ)
北海少年院	千歳市大和4丁目 746番地の10	対象者の「リセット」に向け、自分自身の問題 点や内面に向き合う環境を提供することができ ます。集団生活や職員との交流職業訓練、認知 行動療法をベースにしたアサーショントレーニ ング、アンガーマネジメント、SST等の教育プログラムの実施を通して、対象者の社会適応力 を向上させます。
	連絡先	できること・できないこと
	電話0123-23-3147	本人の同意を得た上で一方向的に外部機関への 支援を要請することがあっても、外部機関から の個別ケースの照会に応じることは、個人情報 保護の観点からできません。

名称	所在地	専門性(つよみ)
紫明女子学院	千歳市大和4丁目 662番地の2	対象者の「リセット」に向け、自分自身の問題 点や内面に向き合う環境を提供することができ ます。集団生活や職員との交流職業訓練、認知 行動療法をベースにしたアサーショントレーニ ング、アンガーマネジメント、SST等の教育プログラムの実施を通して、対象者の社会適応力 を向上させます。
	連絡先	できること・できないこと
	電話0123-22-5141	本人の同意を得た上で一方向的に外部機関への 支援を要請することがあっても、外部機関から の個別ケースの照会に応じることは、個人情報 保護の観点からできません。
名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌刑務所	札幌市東区東苗穂2 条1丁目5-1	普段から当人を処遇している刑務官や心理の専門家や福祉の専門家である職員が協力して本人に必要な支援を行っています。
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-781-2011	刑務所では、受刑者に対する支援を行うことは できますが、刑務所の中にいない人については 法律上支援を行うことができません。
	所在地	専門性(つよみ)
札幌刑務支所	札幌市東区東苗穂2 条1丁目5-2	普段から当人を処遇している刑務官や心理の専門家や福祉の専門家である職員が協力して本人に必要な支援を行っています
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-784-5241	刑務所では、受刑者に対する支援を行うことは できますが、刑務所の中にいない人については 法律上支援を行うことができません。

名称	所在地	専門性(つよみ)
保護観察所	札幌市中央区大通 西12丁目札幌第3合 同庁舎	犯罪や非行をした人が、再犯や再非行をすることなく社会復帰することを助けます。刑務所・少年院、検察庁及び地域生活定着センター等と連携し、犯罪や非行をした人が社会に戻ってくるための生活環境調整なども行います。
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-261-9225 FAX011-207-6694	対象者が医療保健福祉機関の支援を求める場合、本人同意を得て、外部機関に協力依頼することがありますが、外部機関からの個別ケースの紹介には、個人情報保護の観点から応じることができません。
名称	所在地	専門性(つよみ)
北海道地域生活定着支援札幌センター	札幌市東区北18条東7丁目1-33	違法行為をした人たちの気持ちや特性を理解して環境調整(日中活動や住まいなど)を行っているので、情報提供や相談のお手伝いができます。刑務所や少年院を出てきた人たちを福祉サービスに結び付けることも数多く行っているので、福祉の手続きなどの相談などにのることができます。
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-788-2898	違法行為をした人たちの出口支援が本業ですが、入口支援も相談として他機関につないだり、相談にのることは可能です。センター自体は、宿泊施設など福祉施設は持っていないので、相談・つなぎを中心とした業務を行っています。 外部機関からの個別ケースの照会などに応じることは個人情報保護の観点からできません。
名称	所在地	専門性(つよみ)
さっぽろ地域づ くりネットワー ク ワン・オー	札幌市中央区南8条 西2丁目 市民活動 プラザ星園302号	機関連携が広域です。
ル(札幌市基幹相談支援セン	連絡先	できること・できないこと
ター)	電話011-213-0171	関係機関や委託相談支援事業所へのつなぎができます。迅速な対応が難しい場合があります。

名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌こころのセ ンター(札幌市 精神保健福祉セ ンター)	札幌市中央区大通 西19丁目 WEST19 4階	専門的立場から技術援助を行います。
	連絡先	できること・できないこと
	電話(事務連絡) 011-622-5190 電話(相談用) 011-622-0556	必要に応じて関係諸機関の協力を求めます。
名称	所在地	専門性(つよみ)
札幌弁護士会刑事弁護センター	札幌市中央区北1条 西10丁目	刑事手続に精通した弁護士が、逮捕されている 人に認められる権利や今後の手続の流れを説明 します。また、早期に釈放されるための活動を 行います。
	連絡先	できること・できないこと
	電話011-272-1010	当日待機している弁護士が、一回無料で逮捕された人に面会に行く当番弁護士という制度があります。ただし特定の弁護士を指名することはできません。

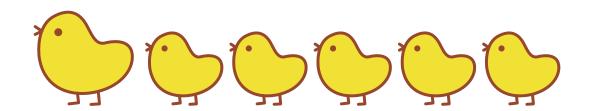
入口支援•出口支援?

~この好事例・ヒント集での用語の使い方について~

一般的には、少年院や刑務所といった矯正段階に至る前の、検察段階や裁判段階での社会福祉的支援を「入口支援」、矯正段階から地域に移行する際の社会福祉的支援を「出口支援」と言います。

しかしよく考えてみるとこれは、矯正施設からの視点で入口、出口という語を 用いていることになり、地域からの視点では言葉を逆に用いることになるでしょう。

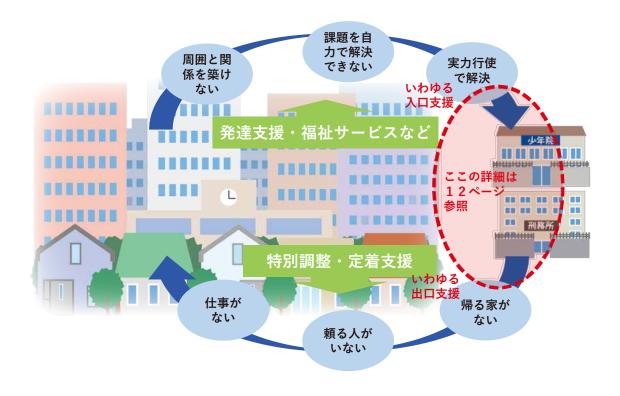
混乱を避けるためここでは一般的に用いられている「入口支援」「出口支援」という語を用いますが、上記のような議論を重ねることが必要でしょう。



また下図で示されるように、一足飛びに「少年院」「刑務所」に至るようなケースは一つもなく、皆、二重三重に苦労や社会とうまくつながれなかった経験を重ね、「少年院」「刑務所」に至っています。

矯正段階を遠くの関係ない話とせず、地域で、発達段階の初期から、「発達支援」のための「つながりを切れ目なく」積み重ねることが大切です。この章では13ページ~44ページにリストのある機関が、具体的にどのような活動をしているか、好事例やヒントとともに紹介しています。

- *これから登場する事例は、よくある相談を組み合わせた架空事例です。 登場人物の札夫さんや幌子さんも架空の人物です。
- *「障がい」「障害」の標記は、それぞれ根拠となる法律などの違いにより 書き分けています。
- *「札幌市~センター」など、地域名をつけた標記にするか否かについて も、それぞれの機関の枠組みにより書き分けています。



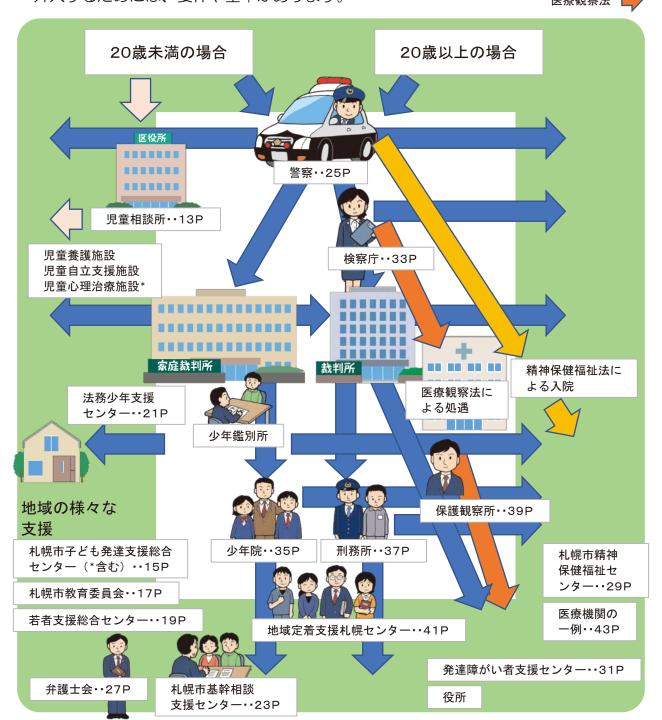
<mark>危機発生!! フローチャート・イメージ</mark>図

地域支援者の多くは、危機介入時にどう動いてよいか、動いたらどう なるのか、見通しをもっていないのではないでしょうか?

まず支援者自身が全体をイメージするとともに、支援者同士が (ご本人の氏名を匿名として、一般論としてでも) 当座の見通 しを確認しておくことが大切でしょう。

*以下は危機介入の流れを簡便に示したものであり、それぞれ 介入するためには、要件や基準があります。

刑事訴訟法・少年法 児童福祉法 [精神保健福祉法 医療観察法



児童相談所



対象者と業務内容を教えてください

■対象

保護者が市内に住む、18歳未満の児童

■業務内容

◎児童についてのさまざまな相談をお受けします。

「落ち着きがないなど、子どもの生活や行動に困っている…。」

「子育てがつらいなど、育児に不安がある…。」

「子どもを家庭で育てるのが難しい…。」

(必要に応じて、子どもの一時保護を実施することもできます。)

- ◎子どもの発達や障がいについての相談をお受けします。
- ◎必要に応じて、心理テストなどにより、お子さんの発達状況、特徴などを把握します。
- ◎必要に応じて、医師による診察を行います。
- ●虐待を受けていると思われる子どもの通報を受け、必要な調査を行います。



各機関と連携するにあたってのメッセージを一言

- ◎電話での相談も可能です。
- ◎来所相談は、あらかじめ電話で予約をお願いします。
- ◎虐待が疑われる場合、すぐに児童相談所まで連絡してください。

こども安心ホットライン(子ども虐待相談)☎011-622-0010

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

※いずれも年中無休24時間受付

☆通告は義務です。

児童福祉法第25条では、保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適当と認める子どもを発見した場合は、市町村、福祉事務所又は児童相談所に通告することが義務付けられています。

【地域支援でこんな連携がありました(ある教育機関からの声)】

学校での暴力的な行動や不登校、深夜の繁華街での徘徊を繰り返していた幌子さん中学一年生。親御さんも何をどうしてよいか、途方に暮れていました。児童相談所で一時保護されたことをきっかけに、児童相談所では幌子さんの**アセスメント**と**家族支援**をしてくれました。その結果、幌子さんに発達障がいがあることが初めてわかり、また家族にもその傾向があることが分かりました。支援者会議を経て、現在では、家族が住む区の中で支援者チームができ、家族支援を行っています。

〇 一時保護

必要に応じて子どもを家庭から離し一時的に保護すること。児童相談所の一時保護所のほか、児童養護施設や医療機関などに委託して行う場合もある。原則として、一時保護の期間は2か月を超えてはならないとされている。

〇 児童虐待に係る安否確認

「児童相談所運営指針」では、児童虐待の通告後48時間以内に児童の安否確認を行うことが望ましいとされており、本市でも48時間以内に安否確認を行っている。

〇 児童相談所運営指針

近年の児童問題の複雑化、多様化等に伴い、児童相談所の適切な運営及び相談援助活動の円滑な実施のため、国において定めている指針。

〇 要保護児童対策地域協議会(要対協)

要保護児童及び要支援児童とその保護者、並びに特定妊婦の早期発見や適切な支援を行うため、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行うネットワーク。参加者には守秘義務が課され、正当な理由なく地域協議会の職務に関して知り得た情報を外部に漏らしてはならないとされている。

〇 家庭児童相談室

子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、各区保健センター内に設置。児童虐待通告の初期調査を行うほか、養護相談等に対し、関係機関と連携を取りながら継続的に支援を行う。区要対協の事務局としての機能ももっている。

〇 児童家庭支援センター

地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育で不安など複雑多様化する児童問題に対し、子育で相談及び緊急時の 訪問相談等を行っている。

〇 児童養護施設

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

〇 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、 その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

〇 児童心理治療施設

16ページ参照

札幌市子ども発達支援総合センター



対象者と業務内容を教えてください

発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える家族に対して、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療福祉支援を総合的に提供します。



各機関と連携するにあたってのメッセージを一言

◎センターには各相談の受付窓口として地域支援室を設置し、予約相談専用電話があります。

011-821-9861 (平日の9時~17時)

【地域支援でこんな連携がありました(ある教育機関からの声)】

神経質な印象があり、お勉強が苦手な幌子ちゃん小学校3年生。これまで「性格なのか」「勉強嫌いなのか」と、幌子ちゃんのことを捉えきれずにいました。幌子ちゃんや両親もどうしたらよいか検討がつかず、ちょっとイライラしているようでした。

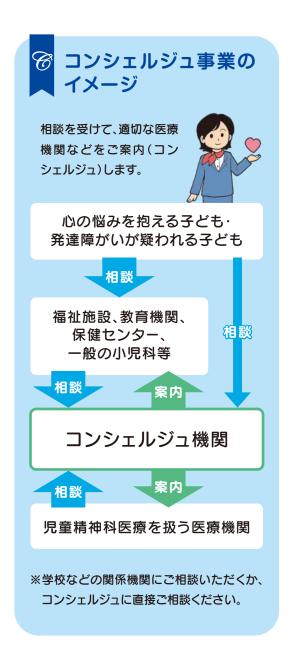
そんなとき教員向け研修に講師として、札幌子ども発達支援総合センターの**地域支援室**が来てくれました。研修を受ける中で、もしかしたら幌子ちゃんには、感覚過敏の傾向や、学習症の傾向があるのではないか、とヒントを得ることができました。それらの視点を教育に活かすことで幌子ちゃんは安定してきました。保護者のタイミングやニーズを見定めながら、まずは保護者とこのことを共有していけたらと考えているところです。

〇 児童心理治療施設

心の悩み等により地域や家庭での生活が困難な子どもを、児童相談所の措置により一 定期間お預かりし、入所による生活・心理支援を行います。また、通所による心理支援 も行います。

O さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業

心の悩みを抱える子ども、発達障がいが疑われる子どもやその家族が、関係機関を通じ、もしくは直接、市内6カ所のコンシェルジュ医療機関に相談することで、地域の児童精神科医療機関を紹介する事業。より円滑に適切な支援を可能にします。





コンシェルジュ [担当区]

- 1 氏家記念こどもクリニック [中央・東] 中) 大通東3丁目1-1 トルチュビル3階 Ta 080-3231-6164
- 2 五稜会病院 (北) 北)篠路9条6丁目2-3 Tel 011-771-5660
- 3 楡の会こどもクリニック [厚別] 厚)厚別町下野幌49 Ta 011-898-4766
- 4 子ども心身医療センター地域支援室 [白石·豊平] 豊) 平岸4条18丁目1-21 ちくたく内 Tel 090-3111-8061
- 5 ときわ病院(相談室こすもす) [清田、南] 南)常盤3条1丁目6-1 Tel 011-593-0556
- 6 ときわ病院(相談室あじさい) [西·手稲] 西)二十四軒4条2丁目7-20 Ta 080-2878-0556

受付時間 平日の10時~15時

休憩時間 12時~13時

ただし、 1は13時~14時、 4は12時15分~13時

まずはお気軽にご連絡ください

札幌市教育委員会



対象者と業務内容を教えてください

- ■対象者
 - 小中学校等に在籍する児童生徒
- ■業務内容義務教育に関すること全般



各機関と連携するにあたってのメッセージを一言

◎義務教育や市立小中学校等に関することについて、様々な部署に分かれて対応しています。不明な点がございましたらまずはお問い合わせください。

【地域支援でこんな連携がありました(ある行政機関からの声)】

発達障がいの診断がある幌子さん、小学校2年生。体中にあざがあったり、親御さんと連絡がとれなかったり、洋服が汚れていたりと、虐待を疑わせる状況が複数あると多くの機関から情報がよせられました。**教育委員会を含めた行政機関同士の連携**をとることで、幌子さんだけでなく家族全体の支援を、支援者チームで行うことができました。その後、幌子さんのご両親も発達特性が強いことがわかり、ご両親のニーズも確認しながらの支援が続いています。

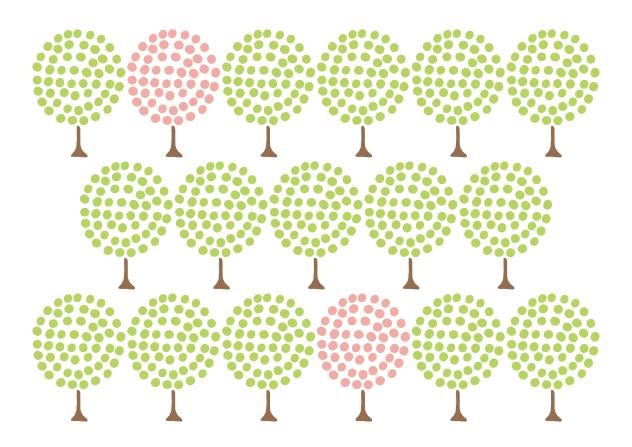


O スクールカウンセラー

子どもの不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し、子どもとの 関わりについての助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門 家。

O スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援する専門家。



札幌市若者支援総合センター



対象者と業務内容を教えてください

- ◎おおむね15歳くらいから、30代の方が対象です。
- ◎不登校・ひきこもりなどの困難を抱えた子ども・若者やご家族の相談と各種プログラムを行っています。
- ◎地域若者サポートステーション事業を実施しているので、日常的な居場所づくりから 就労のサポートまでをカバーしています。



各機関と連携するにあたってのメッセージを一言

- ◎「障がいがあるかも知れないけれど、まだそこに向き合う段階ではない」「働きたい 気持ちはゼロではないが、何から始めて良いか分からない」など、さまざまなサポートの狭間にいる子ども・若者と関わることのできるところです。
- ◎各機関の「専門家」と私たち「日常家」とがタッグを組むことで、サポートの幅はきっと拡がると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【地域支援でこんな連携がありました(ある少年院職員の声)】

被虐待の影響を受け、対人関係をうまく築くことができない幌子さん 10代。飲酒や喫煙、万引きを繰り返し、少年院にくることになりました。 少年鑑別所や少年院で幌子さんには発達障がいの傾向もあることがわかり ました。少年院の教育を通して幌子さんは自分の傾向に気が付くことがで きましたが、地元に帰ってからは、「できたら"障害"とつく機関には行 きたくない」「とにかく働きたい」と言います。

まずは少年院職員が問い合わせてみたところ、若者支援総合センターでは幌子さんのような人の相談にキャリアコンサルタントなどが相談にのってくれるし、コミュニケーション訓練などのプログラムもあるとのことでした。在院中から見学に行くことで幌子さんはとても安心し、「ぜひ出院後はここに相談に来たい」と楽しみにしています。

〇 若者サポートステーション

※厚生労働省HPより抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/iinzaikaihatsu/saposute.html

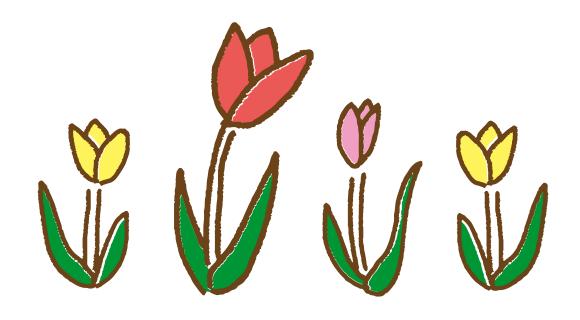
地域若者サポートステーション(愛称:「サポステ」)では、働くことに悩みを抱えている15歳~39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

サポステは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、 株式会社などが実施しています。

「身近に相談できる機関」として、全国の方が利用しやすいよう全ての都道府県に必ず 設置しています(全国175箇所)。

<サポステの支援対象者>

「働きたいけど、どうしたらよいのかわからない・・・」、「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない・・・」、「働きたいけど、コミュニケーションが苦手で・・・不安」、「働きたいけど、人間関係のつまずきで退職後のブランクが長くなってしまった・・・」など、働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者の就労を支援しています。



法務少年支援センター



対象者と業務内容を教えてください

■対象

一般の方(年齢等は問いません)や、関係機関の方

■業務内容

- ◎少年鑑別所法第131条に基づき、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や、 青少年の健全育成に関する活動に取り組んでいます。
- ◎具体的には、①心理検査を通した能力・性格傾向の調査、②問題行動の分析や指導方法の提案、③お子さんや保護者に対する心理相談・お子さんへの生活指導、④事例検討会等への参加、⑤研修・講演への講師派遣、⑥法教育授業等を行っています。



各機関と連携するにあたってのメッセージを一言

- ◎非行・犯罪臨床の専門機関として、アセスメントによる特性の把握や、問題行動の背景理解をしっかりと行った上で、指導方法のご提案のほか、カウンセリングや問題行動に応じた指導なども行います。
- ◎たとえば、緊急的な対応が一段落し、対象者の特性を理解したい、その上で問題行動 の背景要因を知りたい、支援方法を改めて整理・検討したいというときなどに、当セ ンターをご利用いただきたいと思います。

【地域支援でこんな連携がありました(ある医療機関からの声)】

生活がうまくいかない中、自暴自棄となり万引きをしてしまった札夫さん20代。執行猶予になりましたが、今後の支援の見通しが全くたたず、本人も何がなんだかわからない様子でした。そんな中、本人同意の上、法務少年支援センターで専門的なアセスメントをしてもらったところ、外見からは全くわからなかった本人の知的能力の特徴や、性格傾向がわかり、そのおかげで支援の方向性を組み立てることができました。誰より本人が一番安心していた様子でした。その後、医療機関や福祉施設につながることになり、現在は支援者チームで札夫さんの地域生活を応援しています。

〇 法務少年支援センター

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする、法務省所管の施設です。このうち、③の業務を行う際、「法務少年支援センター」の名称を用いています。全国の少年鑑別所(52か所)で同様の業務を行っています。

